

「甲南大学研究活動における利益相反マネジメントポリシー」

令和7年9月26日

理事会制定

1. 目的

甲南大学（以下「本大学」という。）は、「人格の修養と健康の増進を重んじ、個性を尊重して各人の天賦の特性を伸長させる」という建学理念のもと、自ら率先して社会に貢献できる専門性を持った人材の養成を目指している。

また、知的財産ポリシーのもと、研究成果や知的活動を通じた社会還元、産官学連携を推進することを重要な使命であると考え、建学の精神に根ざした独創性溢れる研究、活発で広範囲な社会貢献活動を展開している。

その一方で、活発な研究活動が行われ、産官学連携活動が盛んになれば、関係する個人・機関それぞれの利益が衝突・相反する利益相反と言われる状況が生じうる。

近年、研究成果が社会の発展のために一段と求められる中、本大学はこれに積極的に応える必要がある。本大学は、これに関わる研究者の意思を尊重する一方で、この研究活動に伴って発生し得る利益相反の問題に関し、社会への説明責任を果たし、本大学の研究インテグリティを確保するために、また研究者が安心して研究活動に取り組める環境を整備するために、本大学の研究活動における利益相反マネジメントポリシーを定める。

2. 定義

本ポリシーにおける利益相反とは、具体的には以下に掲げる研究活動における経済的利益相反及び責務相反をいう。

経済的利益相反とは、研究者としての本大学における地位に基づく責任又は義務と、研究活動から研究者が得る利益とが相反する状態をいう。

責務相反とは、研究者としての本大学における地位に基づく責任又は義務と、研究活動における責務とが相反する状態をいう。

3. 利益相反マネジメントの対象者

研究活動に携わる者を利益相反マネジメントの対象者とする。当該対象者は、本学の利益相反の管理に誠実に協力しなければならない。

4. 利益相反マネジメントの対象事例

研究活動における以下の事例を利益相反マネジメントの対象とする。

- (1) 兼業活動を行っている場合
- (2) 本学園以外の団体等から報酬、株式等、何らかの経済的利益を得る場合又は得ている場合
- (3) 本学園以外の団体等に自らの発明等を移転又は使用許諾する場合

- (4) 本学園以外の団体等から寄附金、設備・備品等の供与を受ける場合
- (5) その他、本学園以外の団体等から何らかの便益を供与されている場合又は供与が想定される場合

5. 本大学の責務

本大学は、研究インテグリティを確保するために、利益相反を適切に管理するとともに説明責任を果たさなければならない。

6. 利益相反マネジメント体制

本大学における研究活動における利益相反マネジメントに関する事項は、研究インテグリティ・マネジメント委員会において審議する。

研究インテグリティ・マネジメント委員会の下に研究活動における利益相反専門委員会を置く。同専門委員会は、研究活動における利益相反の審査を行う。

研究インテグリティ・マネジメント委員会及び研究活動における利益相反専門委員会については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年9月26日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「甲南大学研究活動における利益相反マネジメントポリシー」(平成28年2月25日学長決定)は廃止する。